# 金融・保険市場におけるトピックス

【欧州•規制動向】

#### Oアリアンツが EUの AI法に関わる「AI協定」に署名

ドイツの大手保険会社アリアンツ・グループ(以下「アリアンツ」)は 2024 年 11 月、 EU の AI 法  $^{(1)}$  に関わる AI 協定(AI Pact)に署名したと公表した  $^{(12)}$ 。

AI 法は 2024 年 8 月 1 日から発効しているが、このうち高リスク AI などの一部の要件は、移行期間を経て 2026 年 8 月 2 日に発効する。AI 法では、リスクの程度に応じて規制の強度を 4 つ(①禁止、②高リスク、③限定的リスク、④最小リスク)  $(^{123})$  に区分しており、このうち、高リスク AI は、厳格な法の要件の遵守を条件に使用を認めるもので、例えば生体識別・分類、教育・職業訓練、雇用、労働管理に関わる使用がある。欧州委員会(European Commission)は 2024 年 9 月、企業がその移行期間中に高リスクの AI への対応など、AI 法に定められる義務を自主的に遵守することを支援するための AI 協定を公表した。

AI 協定に署名した企業は、署名企業により構成されるコミュニティを通じ、他の企業等が AI 法に定めるコンプライアンス要件を充足するために実施している内容を共有し、情報交換などを通じて、早期に AI 法に対応する準備をすることができるとされている。 なお、AI 協定に署名した企業は、少なくとも以下の 3 つの要件を満たすことが求められる (注4)。

- 組織内での AI の導入を促進し、AI 法への準拠に向けて取り組むための AI ガバナンス戦略を策定する。
- AI 法のもとで高リスクに分類される可能性のある AI システムを特定する。
- 従業員のAIリテラシーと意識を醸成し、倫理的で責任あるAIの開発を実施する。 アリアンツは、ニュースリリースにおいて、同社の AI システムは、顧客の自主性と 意思決定を尊重するよう設計され、AI を活用したすべてのプロセスが人間の監視のもと で実施されるとしている。また、AI 協定への署名により、AI 法の中核である、透明性、 プライバシー、人間の主体性の原則を遵守するとともに、倫理的な AI 開発の取組みを 強化すると述べた。
  - (注1) 正式名称は「AI に関する調和の取れたルールを定める規則(Regulation of the European Parliament and of the council laying down harmonised rules on artificial intelligence (artificial intelligence act) and amending certain Union legislative acts)」である。EU 加盟国に直接適用となり、AI の開発や運用を包括的に規制する。EU の欧州委員会が 2019 年 4 月に策定した「信頼できる AI のための倫理指針」を発展させた、より具体的な法的 拘束力を有する法規制である。詳細は、佐藤智行「保険事業における AI 利用に関する海

外主要規制・監督機関等の主な取組み」損保総研レポート第 147 号(損害保険事業総合研 究所、2024.6)を参照願う。

- (注 2) Allianz, "Allianz SE joins AI Pact for a better AI for everyone" (2024.11)
- (注3) ①の禁止されている AI の例として、個人の信用リスクや顔認証データベースの生成、③ の限定的リスクの例としてチャットボットがあり、①~③以外の AI システムを④最小リスクに分類している。なお、このように EU の AI 法が AI システムをリスクベースで分類して規制する手法については、保険監督者国際機構(IAIS)が 2024 年 11 月に公開協議に付した「AI の監督に関するアプリケーションペーパー草案(Draft Application Paper on the supervision of artificial intelligence)」において監督手法の一例として紹介している。
- (注4) 2024年12月末時点において、すでに130以上の企業がAI協定に署名しており、IT企業のほか、電気通信、医療関連、銀行、自動車など幅広い業種の企業が署名している。例えば、アクセンチュア、IBM、Google、Open AIなどがあり、署名した企業名は欧州委員会のウェブサイトに掲載されるとともに、企業はその進捗状況を公表することが求められる。なお、保険会社では、アリアンツの他にもノルウェーの Gjensidige Forsikring が署名している(European Commission, "AI Pact" (2024.12)、European Commission, "Over a hundred companies sign EU AI Pact pledges to drive trustworthy and safe AI development" (2024.9))。

## 【欧州・市場動向】

#### OEIOPA が 2024 年下期金融安定レポートを公表

欧州保険・企業年金機構(European Insurance and Occupational Pensions Authority: 以下「EIOPA」)は、欧州の保険・年金セクターにおける主要動向とリスクについて、金融安定レポートを年に2回発行しており、2024年12月に直近版  $^{(21)}$  を公表した。今回のレポートでは、直近での市場動向の概要に加え、保険・年金セクターの現状を踏まえて注目すべき3つのトピックスを取り上げている。

市場動向の概要としては、2024年の経済・金融市場に影響を与える主要な要素として、地政学的緊張の激化、政策金利の低下、経済成長への懸念の高まりが挙げられている。現時点では、欧州のマクロ金融情勢における地政学的緊張の影響は限定的とされているものの、ディスインフレーション  $^{({\rm i}2)}$  の状況で予期せぬ障害が生じれば、状況が大きく変わる可能性があるとされている。一方、保険会社や企業年金基金のソルベンシーの状況は堅固であり  $^{({\rm i}2)}$ 、潜在的なショックを吸収できる態勢が整っているとされている  $^{({\rm i}24)}$ 

注目すべき3つのトピックスについての概要は、以下のとおりである。

○ 不動産関連投資

欧州の不動産価格は、リモートワークの普及、インフレ、金利上昇などの影響で、 下落傾向にある。保険会社と企業年金基金は、不動産関連資産の主要な投資家であ るが (注5)、保険セクターへのリスクは限定的と考えられる。

○ 資産集約型再保険(以下「AIR」)(注6)

欧州の生命保険取引における欧州経済領域外の(再)保険会社へのAIR出再の割合は、現状では1%未満と限定的であることから、欧州(再)保険市場の財務安定性に対するリスクは重大ではないと考えられる。EIOPAは、関連リスク動向を引き続き注視していく。

○ 欧州システミックリスク評価の枠組み (SRAF)

2022 年に導入された「欧州システミックリスク評価の枠組み(European Systemic Risk Assessment Framework:以下「SRAF」)」は、主に監督当局への報告に基づく定量的なリスク評価の枠組みである。SRAF に基づく評価の結果、2024年の経済環境は依然として厳しいものの、前年より若干改善し、GDP成長率も改善が見込まれる。デジタル化やサイバーリスクなどのエマージングリスクの状況も、欧州経済領域全体にとって引き続き重要である。

- (注1) EIOPA, "Financial Stability Report December 2024" (2024.12)
- (注2) ディスインフレーションとは、物価の上昇率が低下していく状況を指す。需要の減退と供 給過剰により引き起こされるデフレーションとは異なる状況とされる。
- (注3) 2024 年第2 四半期における SCR 比率の中間値は、生命保険会社が239.2%、生損保兼営保険会社が218.8%、損害保険会社が212.6%である。
- (注4) EIOPA は、2024 年保険ストレステストの結果を 2024 年 12 月に別途公表している。その中で、欧州の保険会社は十分な資本を有しており、地政学的緊張の高まりによる様々な事象の複合的な発生を想定したシナリオを適用したストレステストにおいても、ソルベンシーⅡの要件を満たすことが示されたとされている (EIOPA, "EIOPA's Stress Test Shows EU Insurers Can Handle Surging Geopolitical Risks But at a Heavy Price" (2024.12))。
- (注5) 2024年第2四半期末での総投資額における不動産関連投資が占める割合は、保険会社が9.9%、企業年金基金が9.7%である(EIOPA, "Financial Stability Report December 2024" (2024.12))。
- (注6) 資産集約型再保険(Asset Intensive Reinsurance: AIR) は、投資リスクと保険引受リスクの両方を移転するもので、一般的には長期の生命保険が対象とされる。理論的には生命保険以外の保険にも適用可能であるが、当該レポートでは投資リスクと生命保険引受リスクの移転を指すとされている。

#### 【米国・規制動向】

#### 〇メリーランド州とカリフォルニア州でペット保険の法規制制定

米国のメリーランド州保険局は 2024 年 12 月、ペット保険  $^{(\pm 1)}$  の引受に関する新たな法規制  $^{(\pm 2)}$  を制定したことを発表した。この法規制は、ペット保険を販売する保険

会社に対し、消費者に開示すべき事項などを定めており、2025 年 1 月 1 日に発効した  $^{(12)}$   $^{(23)}$   $^{(24)}$ 

新たな法規制では、ペット保険会社に対し、主に以下の項目について消費者への開示と告知を義務付けている (注4)。

- 免責事項
- 待機期間、免責金額、年間支払限度額または生涯支払限度額
- 被保険者の保険金請求履歴やペットの年齢に応じた補償額の減少、または保険料 の引上げに関する情報
- 保険証券の受領後、10日以内であれば保険契約を解約できる被保険者の権利
- 保険会社が保険金支払いを決定する根拠や計算式、支払スケジュール 等

上記のほか、ペット保険契約に関して保険会社から消費者へ適切に情報開示をしていれば、ペットが持つ1つ以上の既往症を理由に保険適用から除外できること、ならびにウェルネス・プログラム (注5) への加入または非加入をペット保険契約加入の条件とすることの禁止などを規定している。

カリフォルニア州でも、ペット保険を新たに規制するために、州保険法の一部を改正する法律 (注6) が 2024 年 9 月に制定された。この法律では、保険の対象となるペットの年齢や被保険者の居住地の変更に基づいた、補償範囲の縮小もしくは保険料の増額、または補償を有効にするための健康診断を義務付ける場合もしくは待機期間を課す場合についての開示を義務付けている。また、ウェルネス・プログラムを定義したうえで、ウェルネス・プログラムをペット保険として販売することを禁止している。

- (注1) ペット保険市場は、ペットの飼い主数の増加とペットの健康管理にお金を使う意欲が高まっているため、近年拡大傾向にあり、2023年の市場規模は101億ドルとされている。今後、2033年までに383億ドルに達すると予測されている(Kenneth Araullo, "Pet insurance market set for double-digit growth" (Insurance Business, 2024.5))。
- (注 2 ) 2024 Maryland Laws Ch. 740 (House Bill 647)
- (注 3 ) Steve Hallo, "Maryland Outlines Pet Insurance Regulations, Notification Requirements" (AM Best, 2024.12)
- (注4) Maryland Insurance Administration, "Bulletin 24-25" (2024.12)
- (注5) ウェルネス・プログラムとは、ペット保険とは別個で保険会社等から提供される、ペット の日常生活における健康維持のための対策(定期健康診断や予防接種、避妊去勢手術など) にかかる費用等を補償する商品やサービスを提供するものである。
- (注6) Senate Bill No. 1217 -Chapter 612

## 【米国·規制動向】

#### 〇カリフォルニア州で初めて火災保険料率算出に自然災害モデル利用を許可

米国カリフォルニア州保険庁(California Department of Insurance:以下「CDI」)は 2024 年 12 月、同州の森林火災多発地域における保険による補償の拡大を目指し、自然災害モデルおよび保険料率届出に関する新たな規制を導入したと発表した  $^{(21)}$ 。

カリフォルニア州では近年森林火災が多発しており、2017 年以降の被害額は 300 億ドルを超えるとされている。また、同州の住宅火災保険市場は、保険会社による保険料の引上げや引受停止等のため、保険の入手が困難となる「危機的状態」にあると言われている  $(^{1}2)$ 。 2024 年のカリフォルニア州における森林火災の発生件数は、11 月 15 日時点で 7,668 件と、前年同時期の 6,410 件や同時期の過去 5 年間平均の 7,239 件を超えている  $(^{1}2)$ 。

この新たな規制によって、カリフォルニア州では初めて、保険料算出に自然災害モデルの利用が可能となる。従来の規制では、森林火災に関する保険料は過去のデータに基づいて算出することが求められており、CDIは、過去の損害により保険料が高騰する要因になったと説明している。新たに使用が許可される自然災害モデルでは、気候変動による影響や、住宅所有者、事業者、あるいは地域社会で取り組んでいる減災の効果も考慮する必要がある(注4)。

一方、大手保険会社に対しては、森林火災多発地域において保険の引受を拡大することを求めている。具体的には、森林火災多発地域において、州全体のマーケットシェアの85%以上の引受を行うことを義務付けている。例えば、ある保険会社のカリフォルニア州のマーケットシェアが10%の場合、森林火災多発地域に所在する住宅の8.5%以上に保険を提供することが求められる(注5)。

自然災害モデルの使用には CDI の審査が必要であるが、2025 年 1 月 2 日に受付が開始され、数カ月で審査が完了することが期待されている。審査が完了すれば、保険会社は CDI へ届け出る保険料率にモデルで算出した料率を使用することが可能となる。

また、CDI は、カリフォルニア州立工科大学ハンボルト校を支援し、「公的な」森林 火災自然災害モデルの開発を行っており、2025 年 4 月までの完了を目指している。当 該モデルは、将来の損害を予測し、保険料率の公正性・正確性に関するベンチマークに なるとされている (注6)(注7)。

- (注1) California Department of Insurance, "In a California "first," Commissioner Lara announces enforcement of regulation to expand insurance coverage across state" (2024.12)
- (注2) WIRED, "As Wildfires Rage, California's Insurance Market Is in Crisis" (2024.10)
- (注3) カリフォルニア州森林保護防火局(Department of Forestry and Fire Protection)のウェブサイトによる。

- (注4) ロサンゼルス・タイムズは、減災の取組みの例として、難燃性の屋根の設置、軒先を閉じること、低木 (bush) を伐採することを挙げている (Los Angels Times, "California has sweeping new rules for home insurance. What to know" (2024.12))。
- (注5) 前記(注4) のロサンゼルス・タイムズの記事による。
- (注6) California Department of Insurance, "Commissioner Lara and Cal Poly Humboldt announce joint effort to create nation's first public wildfire catastrophe model" (2024.9)
- (注7) CDI によると、米国ではフロリダ州のみが、ハリケーンおよび風災 (windstorm) の将来 コストの算出を行うための公的な自然災害モデルを有している。

## 【タイ・市場動向】

#### 〇ゼネラリと国連開発計画(UNDP)が連携してタイの中小零細企業を支援

イタリアの最大手保険会社ゼネラリ (注1) と国連開発計画 (The United Nations Development Programme:以下「UNDP」)は、両者のグローバル・パートナーシップ (注2)に基づき、途上国支援で提携している。

両者は、このパートナーシップに基づき、タイとマレーシアを対象とした調査を行い、2024年3月、「東南アジアの中小零細企業のレジリエンスの構築」と題する共同調査報告書 (注3)を公表した。この報告書によると、東南アジアの中小零細企業 (Micro Small & Medium Enterprises:以下「MSME」) (注4)は、気候変動や新型コロナウイルス感染症といったリスクに直面する中、リスクに効果的に対処するための理解が限られているため、対処の関心はもっぱら銀行借入に集中し、保険の加入率は5%未満となっている。また、保険会社にとって MSME は、リスクに対応し、財務のレジリエンスを高める商品を開発・提供するための潜在的な成長市場であるが、MSME の間でも規模、成熟度、業種などに大きな違いがあるため、ニーズに合った商品を開発することは難しいと認識された。

こうした課題認識のもと、ゼネラリと UNDP は 2024 年 11 月、両者のパートナーシップに基づく次のイニシアチブとして、タイの MSME の成長と持続可能性を支援するための協業を公表した (注5)。今後、協業の一環としてリスク評価ツールの開発を開始する。この評価ツールは、リスクに対する起業家の事前準備を向上させ、起業家が直面するリスクへの認識を高めると同時に、リスクを軽減するための戦略を提供する。さらに、この評価ツールには、事業の安定性と持続可能性を強化するために設計された保険ソリューションを通じて、事業運営に必要な補償とその不足分の差を縮小することも含まれている。

UNDP は、今回のタイの MSME 支援について以下のように述べている。「保険は、 MSME が金融ショックから立ち直るための重要なリスク管理手段である。しかし、保 険市場は、ニーズに対する保険商品の不一致や制限、不十分な販売チャネル、リスクの

補償に対する意識の低さなどの課題に直面している。MSME が直面する特有のリスクに合わせた保険ソリューションを総合的なリスク管理と組み合わせることが、MSME が繁栄し、タイ経済を牽引し続けるために不可欠である。」

- (注1) ゼネラリは、欧州のみならず、アジアや中南米でもその存在感を高めている。
- (注2) ゼネラリと UNDP は、コミュニティや地場企業のレジリエンスを高める保険やリスクファイナンス・ソリューションへのアクセスを途上国に提供する支援で提携している。このパートナーシップのもと、ゼネラリは UNDP の「保険・リスクファイナンス・ファシリティ(IRFF)」に保険の技術や資金を提供し、世界で最も脆弱な人々や地域の社会経済的福利を向上させることを目指している。
- (注3) UNDP & Generali, "Building MSME Resilience in Southeast Asia" (2024.3)
- (注4) 共同調査報告書によると、MSME はタイで全企業の 99.6%、マレーシアで 97.4%を占めており、社会経済発展の柱であると同時に推進力にもなっている。
- (注5) Generali, "Generali and UNDP are building MSME resilience in Thailand" (2024.11)